

令和5年3月10日

保護者各位

幼保連携型認定こども園
西田地方保育園
園長 細川 優子

保育園におけるマスク着用について

国の方針として、3月13日以降の新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクの着用は、個人の判断に委ねることを基本とすることとし、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨するとの通知がなされたところです。

つきましては、当園でのマスク着用についての方針を次のとおりお示しいたします。安全・安心な環境のなかで教育・保育を行うことができるよう配慮いたしますので、何卒、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- (1) アルコール消毒用液の設置については、当分の間、継続します。
- (2) 基本的な感染対策は継続します。（密の回避、手指の消毒、換気）
- (3) 職員がマスクを着用する場面
 - ・室内で子どもと接する際
 - ・混雑した電車、バスに乗車する際
 - ・医療機関等を訪問する際
 - ・職員会議等を行う際

※上記以外は、職員個人の判断に委ねることとします。

- (4) 卒園式・入園式におけるマスクの取り扱いについて
 - ・子ども及び職員について、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とします。
 - ただし、マスクの着用を希望する子どもに対しては適切に配慮します。
 - ・来賓や保護者はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保します。場所に応じて、集まる人数が多数となる場合は、人数制限させていただく場合があります。

以上